# (令和2年度第3回) 武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時:令和2年10月5日(月)

午後1時30分から

場 所:市役所3階301会議室

# 会議次第

1 開 会

# 2 報告事項

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について
- (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について
- (3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について
- (4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について
- (5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (6) その他

#### 3 議 題

- (1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について
- (2) その他
- 4 閉 会

報告事項(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会の所掌事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料1 武蔵村山市個人情報保護審議会規則等について

報告事項(2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項…届出件数3件

# <参考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に 掲げる事項を市長に届け出なければならない。 届け出た事項を変更しようとするときも、 同様とする。
  - (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の記録項目
  - (4) 個人情報の記録の対象範囲
  - (5) 個人情報の管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を 公表するものとする。

報告事項(3) 個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報を取り扱う業務の変更の届出に係る事項…届出数2件

# <参考>

# 武蔵村山市個人情報保護条例

(個人情報を取り扱う業務の届出)

- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に 掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、 同様とする。
  - (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
  - (2) 個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報の記録項目
  - (4) 個人情報の記録の対象範囲
  - (5) 個人情報の管理責任者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を 公表するものとする。

報告事項(4) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項…届出件数3件

#### <参考>

#### 武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の利用目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかに その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外 利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議 会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(5) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数52件、提供先595件

# <参考>

# 武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の利用目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)をし、又は当該実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>目的外</u> 利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。
  - (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
  - (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
  - (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
  - (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかに その旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外 利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。
- 5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議 会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

# 議 題(1) 武蔵村山市個人情報保護審議会会長及び副会長の互選について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会 長			
副会長			

# <参考>

# 武蔵村山市個人情報保護審議会規則

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。